

朝鮮初期の笞杖刑について

矢 木 毅

【要約】 笞杖徒流死のいわゆる五刑のうち、前二者の笞杖刑を中心として、その執行形態を考察する。笞杖刑の執行形態は、大別すると、決罰・収贖に分かれており、官人身分のものは笞杖の実刑、すなわち決罰を免除されて、金品の納入による代替すなわち収贖を許されることになっていた。ただしその罪が私罪に該当する場合には、官人身分のものは収贖のうえに罷職・収告身などの懲戒処分を加重され、現任の官職を罷免されたうえで官人としての位階を示す告身の一部、ないしは全部を剝奪されることになっていた。

また官人身分の中でも、国王の特別の恩顧に与っているいわゆる八議の身分のものは、国王によりしばしば刑罰免除の恩典を受け、決罰・収贖の責任を一切免除されていたが、そうした場合にも罷職・収告身などの懲戒処分は単独の処分として施行され、これによって当該官人に対する懲戒の意が示される慣例になっていた。

本稿では、こうした様々な刑罰や懲戒処分のあり方を通して、官人身分と法制との関係を明らかにしていきたい。

史林 八二巻二号 一九九九年三月

はじめに

「刑は大夫に上らず」という。『礼記』曲礼に見えるこの有名な文言は、古来様々に解釈されているが、一般的には官人身分の免罪特権を表す言葉として、おおむね次のように解釈するのが普通であろう。すなわち礼節を知る官人身分のも

(大夫)は、そもそも罪を犯すようなことはないが、万一罪を犯しても、その身分を尊んで特別の措置を加えることにする。従つて、平民身分のもの(庶人)に加えるような刑罰が、官人身分のものに対して加えられることはない、というのである。

中国古代に始まつて、広く前近代の東アジア世界に流布していくことになる右の法意識においては、礼節を知る官人身分のものと、その埒外にある平民身分のものと、自ずから別個の法領域を成しており、そこでは礼節を知らない平民身分のものが、本来刑罰の対象物として意識されていた。これに対し、礼節をわきまえた官人身分のものには本来刑罰は及んではならず、万一刑罰が及ぶとしても、そこには官人としての礼節を損なわないだけの何らかの特別の措置が図られなければならないことになつていたのである。

前近代東アジア世界の一角を占める朝鮮初期の刑罰制度においても、当然のことながら、右のような法意識はその制度のあり方全体を貫いて存在した。笞・杖・徒・流・死のいわゆる五刑のうち、笞刑と杖刑(以下、笞杖刑と略称する)は、比較的軽微な犯罪に対する制裁として、最も日常的に執行されていた刑罰の一つに他ならないが、官人身分のものがこの笞杖刑に当てられた場合には、朝鮮朝においては原則として金品の納入による実刑の免除、すなわち收贖が許されることになつていたのである。

もとより朝鮮朝の刑罰制度が中国明朝において制定された『大明律』をその刑法典として準用している以上、官人身分の犯罪が明律に基づいて收贖によつて処理されていくことは、自明といへば余りにも自明な事柄であつたといえるかもしれない。しかし、そうした同一の法文を採用しながらも、中国明朝と朝鮮朝とは、それぞれの社会的現実を反映しつつ運用の仕方が異なつてくるのが当然であつて、事実、朝鮮初期においては官人身分の犯罪に対し、しばしば笞杖の実刑、すなわち決罰を加える事例も存在した。これが明律の規定どおりに收贖を以て施行されるまでには、太祖・太宗・世宗の三代にわたる一連の制度改革と、その改革の裏づけとしての王権の確立とを待たなければならなかつたのである。

また朝鮮朝では官人身分の笞杖の犯罪に対し、それが私罪に該当する場合には収贖のうえにさらに罷職・收告身などの懲戒処分を加重し、一方、国王の特別の恩顧に与るいわゆる八議身分の犯罪に対しては、決罰・収贖などの刑法上の責任を一切免除して、単に罷職・收告身などの懲戒処分を加えるに止めることもしばしば行われていたが、こうした一連の懲戒制度もまた、明制とは異なる朝鮮朝独特の運用形態を示すものとして注目しておかなければならないであろう。

本稿では、官人身分に対するこうした様々な刑罰や懲戒処分のあり方を、専ら『朝鮮王朝実録』などの文献史料に基づいて実証的に考察し、そのことを通して官人身分と法制との関係を——延いてはその身分的特権の本質をも——明らかにしていきたいと考えている。

一 裁判制度の概観

笞杖刑の執行形態を考察するに先立って、まずはその刑罰が確定するまでの裁判の過程を一通り概観しておくことになよう。

ここで裁判というのは、もとより刑事裁判のことであるが、前近代の裁判制度においては、近代裁判制度における捜査段階と公判段階というような厳密な区別はない。むしろ捜査の過程がすなわち裁判の過程であったといってもよいくらいであるが、そうした意味での朝鮮朝の裁判制度は、おおむね囚禁、推鞠、断罪という三つの段階に分けて考察していくことが妥当であろう。^①

(a) 囚 禁

被疑者を逮捕・勾留することを、朝鮮朝の法制用語では一般に囚禁という。

『経国大典』刑典、囚禁条の規定によると、およそ笞以下の犯罪については、原則として囚禁は行わないことになって

いるが、これは答罪が最も軽微な犯罪であるところから、法司に囚禁するまでもなく、所管の各司において、当該犯罪人を直ちに処断するというのが法文の趣旨であろう。これに対し、杖以上の犯罪の場合には、原則としてその被疑者は法司に囚禁され、すなわち逮捕・勾留されたうえで、その罪の取り調べを受けることになっている。ただし官人身分のものには一種の不逮捕特権が認められているので、官人身分のものを囚禁するに際しては、法司は必ず国王に啓聞し、国王の裁可を得てはじめて囚禁を行うという制度になっていた。

また『経国大典』刑典、囚禁条の注によると、およそ不逮捕特権を持つ官人身分のものに対しては、囚禁に先立って、まず官紀の肅正を掌る司憲府において予備的に事情聴取を行うという慣例があり、六品以上の官人の場合には公式の書簡（公緘）を以て、七品以下の官人の場合には直接司憲府への出頭を命じて、それぞれ事件の経緯を予備的に聴取することになっている。

こうしたいわば任意の事情聴取によっても官人身分の被疑者が自らの罪を承服しようとしないうちに、司憲府は国王に啓聞して被疑者の囚禁を要請することになるが、国王がそうした囚禁の要請を却下すれば、引き続き司憲府において公緘による取り調べが継続されることになる反面、国王が囚禁の要請を裁可すれば、義禁府・刑曹のいずれかに命令が下って、改めて囚禁したうえでの本格的な取り調べが開始されることになっていたのである。

ところで、この囚禁に関して注目しておかなければならないことは、義禁府・刑曹における官人身分の被疑者の囚禁に際し、その囚禁の前提として、必ず当該官人の告身（職牒）を収取する慣例になっていたということであろう。

例えば『世宗実録』二十年（一四三八）七月辛丑条の記述によると、「これより前、朝官犯す所有り、劾問して承せず、承ぜざれば則ち啓して職牒を収めて勾問す」とあり、また『世祖実録』八年（一四六二）十月丙子条の記述によると、「先在りて、犯罪軍士の当に囚鞫すべき者は、刑曹に送りて、告身を収めて囚禁す」とあるが、ここで「職牒を収めて勾問す」といい、「告身を収めて囚禁す」というのは、いずれも官人身分のものを囚禁するに際し、その前提条件として当該

官人の官職任命辞令、すなわち告身を収取することが慣例になっていたことを物語ってくれているのである。

それでは告身を収取するということは、官人身分のものにとつては一体どのようなことを意味していたのであろうか。

『世宗実録』二十年（一四三八）正月丙申条の記述によると、大抵、国王により義禁府への囚禁を命ぜられたものは、例としてみな冠を脱ぎ、帯を解いて、歩いて監獄に出頭する慣例になっていたといわれている。⁹⁾ 官人身分のものにとつて囚禁の命令を受けるということは、その前提として告身を収取されるということであり、告身を収取されるということは、一時的にもせよ、官人としての身分と特権とをすべて剝奪されるということを意味していた。だからこそ囚禁の命令を受けた官人は、その身分を示す冠帯その他の服飾をすべて剥ぎ取られ、一庶人としての待遇において、歩いて監獄に出頭しなければならなかったわけであらう。

囚禁により身体を拘束されることは、それ自体、刑罰にも等しい重大な事態であったことは言うまでもあるまい。しかし官人身分の被疑者にとつて、それにも増して手痛い打撃は、囚禁の前提として一旦その告身が収取されるということであり、それに伴って、官人としての身分と特権——いわゆる不逮捕特権をも含めて——が剝奪されなければならないということであった。

囚禁とは官人の身分を一時的にもせよ停止するという重大な結果をもたらす処分である。だからこそ官人身分のものを囚禁するに際しては、必ず国王に啓聞してその裁可を仰ぎ、囚禁の施行に慎重を期する制度になっていたのである。

(b) 推 鞠

国王により囚禁の命令を受けた官人は、次に刑曹に送付され、告身を収取されたうえで、そこでの本格的な取り調べ（推鞠）を受ける運びとなる。その際、国王が特別に関心を抱いた案件については、一般的な事件を取り扱う刑曹ではなく、義禁府という一種の特別法廷に差し下して裁判を担当させる場合もあり、国王が義禁府と刑曹のうちどちらに裁判の

担当を命じるかは、後々判決の行方にも影響を及ぼす微妙な要素を含んでいた。

官人身分の被疑者の場合、義禁府における裁判は、国王の特別の関心のもとに進行する裁判という意味において、刑曹における裁判よりもいろいろな面で有利な判決を期待し得る裁判であったといえることができるであろうが、いずれにしても、ここで注目しておかなければならないことは、そうした義禁府・刑曹における取り調べというものが、ほとんど被疑者に対する拷問と、その拷問による自白の強要に他ならなかったという事実である。

前近代の裁判制度においては、一般に被疑者の自白が偏重され、その自白を以て犯罪の事実を裏づける決定的な証拠とみなす傾向が存在したが、朝鮮朝の裁判制度においてもこうした自白偏重の傾向は著しい。例えば『世宗実録』六年（一四二四）十一月壬午条の記述によると、「大抵、匹夫といえども、必ず伏招を取りて、しかる後にこれを罪す」とあり、同じく二十三年（一四四二）十月癸未条の記述によると、「照律の法は、則ち須らく犯人の服招に拠りて、罪名を照得すべし。もし招服なくんば、則ち照律するを得ず。これ用刑不易の常法なり」とあるが、ここで「必ず伏招を取りて、しかる後にこれを罪す」といい、「もし招服なくんば、則ち照律するを得ず」というのは、いずれも被疑者が自らの犯行を認める旨の自白を取って、はじめてその罪に対する判決を下すことができるという考え方を示している。もとより「衆證明白」なる場合であれば、たとえ被疑者が自白しなくてもこれを罪することは許されていたが、原則としてはあくまでも被疑者の自白こそが、裁判における最も重要な要素として意識されていたのである。

こうした自白主義的な裁判においては、被疑者は自らその犯行を承認しない限り、不当に刑罰を受けることはないという建前になっていたから、その意味では冤罪を予防するある一定の効果がなかったわけではない。しかしこれを法司の立場から言うと、裁判において証拠となる被疑者の自白を引き出すことができない限り、原則としてこれを有罪判決にまで持ち込むことはできないわけであるから、裁判官は自らの予断を満たすだけの充分な自白を引き出すとするあまり、しばしば恣意的に拷問を加えるという弊害が生じやすい。

『世宗実録』二十一年(一四三九)十月壬辰条、並びに『経国大典』刑典、推断条の規定によると、法司が被疑者を拷問する際には、被疑者を横向きに寝かせたうえで、膝より下、アキレス腱より上のふくらはぎの部分を杖で叩くことになっており、その濫用を防ぐ意味から、訊杖の回数是一回の取り調べにつき三十回までに制限されることになっていた。また、一度訊杖を行ってから三日以内は再び訊杖を行ってはならないことにもなっていたが、それでも訊杖それ自体は、白が得られるまで何回でも繰り返されていくわけであるから、結局、被疑者の苦しみにはほとんど際限がなかったといっても過言ではあるまい。

以上はまだしも合法的な場合であるが、さらに非合法的な拷問の事例となると、これは『世宗実録』二十一年(一四三九)二月辛亥条の記述などにも見られるとおり、ほとんど残酷を極めている。

およそ罪囚は、髪を^{つか}掴み、これを曳くこと縦横にす。困苦の甚しきこと、笞杖に倍す。傷つくに因りて命を^せ殞す者、ままた或いはこれ有り。……

罪囚或いは手を以て両耳を執り、緊引して傷つくを致し、或いは両鬢の毛髪をば、裂木もて挟引するに、皮浮きて^ま背裂く。訊杖すること三十度、なお足らずと為し、因りて杖端を以て、その傷処を衝く。刻深に侵虐する者、或いはこれ有り。……^⑬

このように、被疑者として法司に囚禁されるということは、事実上、その有罪が確定した犯罪者も同様の存在として、合法的・非合法的なさまざまな拷問に、ほとんど無防備でさらされていかなければならないことを意味していた。

いわゆる取り調べの実態が、こうした被疑者に対する拷問と、その拷問による自白の強要に他ならないとすれば、官人身分のものに対しては、たとえその告身が収取されて庶人の待遇にまで貶められているとはいえ、やはり平民身分のものとは区別して、訊杖の適用にある一定の制約を加えておかなければならない。

およそ拷訊は、旨を取りて乃ち行^うう(庶人及び盜を犯す者は、しからず)^⑭。

『経国大典』刑典、推断条における右の規定にも見られるとおり、平民身分(庶人)に対する拷問が、法司の裁量に委

ねるといふ形で事実上容認されている反面、官人身分に対するそれには国王への啓聞という手続きが設けられ、その恣意的な適用には、ある一定程度の制限が加えられているのである。

訊杖とは、裁判における有罪判決を先取りして執行されていく事実上の刑罰に他ならない。だからこそ、それは礼を以て遇すべき官人身分のものに対しては、みだりに適用してはならないものとされていたのである。

(c) 断 罪

訊杖その他による推鞠の結果として、被疑者が自らの犯行を認める旨の供述をすると、法司はその自白の内容に基づいて犯罪の事実を確定し、刑法典(明律)に照らして刑罰の量定を行うという運びとなる。この刑罰の量定のことを朝鮮朝では一般に照律というのであるが、官人身分の被疑者の場合、その照律の内容は一旦国王に啓聞され、国王の裁可を経ることによって、はじめて最終的な判決となって施行されていくことになっていた。

『太祖実録』六年(一三九七)九月己巳条の記述によると、六品以上の官人の犯した杖以上の罪は、必ず国王に啓聞(申聞)してその告身(謝牒)を收取し、すなわち囚禁したうえで取り調べを行うことになっている^⑮。囚禁時に国王に啓聞するという以上、判決に際しても国王に啓聞してその最終判決を仰がなければならない制度になっていたことは言うまでもあるまい。

ただし六品以上の官人においても、その答罪に関するものは、国王には啓聞せず、法司が直ちに推鞠して宰相府(都評議使司)に報告し、宰相府においてその最終判決を下すという制度になっていた^⑯。従って、この太祖六年(一三九七)の段階では、官人身分のなかでも六品以上の杖以上の犯罪に関してのみ、囚禁・断罪に際しての国王への啓聞が義務づけられ、その他の犯罪については、囚禁に際しても断罪に際しても、すべて有司による直接処断(直断)に委ねられていたということができらるであろう。

しかし『太宗実録』十二年（一四二二）四月丁巳条の記述によると、この段階では六品以上の官人が犯した笞罪に関しても、必ず国王に啓聞し、国王がその最終判決を下すという制度が確立するに至っており、また『世宗実録』五年（一四二二）正月己亥条の記述によると、この段階では文武班六品以上、文班九品以上、並びに有蔭子孫などの笞罪に関しても、「教を奉じ」、すなわち国王の裁可を仰いで判決を下すという制度が確立するに至っている。^{②①}

続いて世宗五年（一四三三）には、「各殿行首・内侍・茶房・架閣庫録事・宣差房知印・三軍録事・別侍衛」など、流内官に準じる成衆衙門入属人の犯罪に関し、世宗七年（一四二五）には「及第・生員」などの官僚予備軍の犯罪に関して、それぞれ上記有職者の例に従って処断すべきことが定められるに至っており、さらに『世宗実録』十一年（一四二九）五月甲戌条の記述によると、この段階では「時散東班九品以上、西班八品以上、及び有蔭子孫、成衆衙門人等」のみならず、いわゆる「本系常人」の有職者——父祖の世代までは平民身分に止まっていた、いわば一代貴族としての下級官人——に関しても、すべて国王に対する啓聞の対象として改められるに至っている^{②②}ので、結局、官人身分の犯罪に関しては、この世宗十一年（一四二九）の段階に至って、そのほとんどすべてが国王への啓聞の対象となり、すなわち囚禁・断罪に当たって国王の裁可を仰がなければならない存在として改められることになったことができるであろう。

もつとも、以上は在京官人の場合であり、在外官人の犯した笞杖の罪は、二品以上の堂上官、その他八議身分の場合を除いて、すべて監司による直断に委ねられることになっていた。そうしてそれが徒以上の罪に相当する場合にのみ、はじめて国王への啓聞の義務が生じるようになっていたのである。^{②③}

それでは国王に啓聞するということは、具体的に言って、その判決内容にどのような作用を及ぼすことになるのであるか。

官人身分の犯罪の場合、これを必ず国王に啓聞してその最終判決を仰がなければならない制度になっていたということ、端的に言えば、当該官人に対してその罪の收贖を許すための一つの法的な手続きに他ならない。

およそ文武の罪を犯す者、旨を取りて罪を贖せしむるは、士君子を尊ぶゆえなり。²⁵⁾

『世宗実録』十二年（一四三〇）四月癸未条における世宗莊憲大王の発言などからも窺われるとおり、収贖の制度は「士君子」に対する国王の恩典として、国王の裁可をまつてはじめて施行されることがその原則となっていたのである。

この場合、国王の判断次第では、「除収贖」といつて収贖の法を適用せず、官人身分のものに対しても笞杖の実刑を命じる場合があり得たということにもなるであろうし、また官人身分のものでも国王への啓聞の対象から除外されて有司の直断に委ねられているものに関しては、国王による収贖の恩典に与り得ない場合があり得たということにもなるであろう。しかしこうした事柄は、もはや裁判制度における問題というよりは、裁判以後における刑罰の執行形態と直接に関わってくる問題であるので、次に節を改めて別の角度から考察を進めていくことにしなければなるまい。

① 『経国大典』刑典では、一連の裁判の流れを「囚禁」「推断」という二つの項目にまとめているが、本稿では「推断」の過程をさらに分析し、「推鞠」「断罪」という二つの過程に分けて考察することにした。

② 『経国大典』刑典、囚禁条。杖以上、囚禁。

③ 『経国大典』刑典、推断条。各衙門、笞以下、直断。

④ 前掲、本節註②

⑤ 『経国大典』刑典、囚禁条。文武官、及内侍府、士族婦女、僧人、

啓聞囚禁（如司護院・掖庭署之類、一応入番者、同）。

⑥ 『経国大典』刑典、囚禁条、註。凡不囚者、公職推問。七品以下官、及僧人、直推。

*なお、公職に関しては、『世宗実録』十二年六月庚午朔条に、「以書劾問、謂之公職」との注記がある。司憲府ではこの公職による取り調べのみを行い、囚禁したうえでの取り調べや訊杖による取り調べを行うことはなかったが、この点については、『世宗実録』二十一年十月乙未条に、「掌令鄭之遊啓、……本府之法、但以公職往復劾問

而已。得情為難。請下義禁府對問」とある記事が参考となるであろう。

⑦ 『世宗実録』二十年七月辛丑条。司憲府啓、前此、朝官有所犯、劾問不承、不承、則啓収贖贖而勾問、定罪之後、並不還給、有違囚罪差等收取之法。乞今後、各因其罪、差等收取、餘並還給、永為恆式。從之。

⑧ 『世祖実録』八年十月丙子条。兵曹啓、在先、犯罪軍士、当因鞠者、送刑曹、收告身、囚禁。然本曹、綜治軍務、請勿送刑曹、本曹因鞠、啓聞科罪後、追奪告身。從之。

⑨ 『世宗実録』二十年正月丙申条。……遂命囚李堅基于義禁府。堅基聞命、騎馬馳詣于獄、義禁府項鎖囚之。大抵、命囚者、例皆免冠去帶、步就于獄。……

⑩ 『太宗実録』十二年九月癸卯条。凡刑曹・司憲府所劾之罪、欲從輕典、則必下巡禁司、蓋優之也。上嘗曰、巡禁司、是予私情之地也（巡禁司は義禁府の前身）。

『世宗實錄』二十四年七月丙戌条。……刑曹所囚、移下義禁府、亦特恩耳。汝請保放、果何意歟。……

⑪ 『世宗實錄』六年十一月壬午条。大抵、雖匹夫、必取伏招、然後罪之。……

⑫ 『世宗實錄』二十三年十月癸未条。藝文館大提學趙末生、上言曰、……且照律之法、則須挾犯人服招、照得罪名。若無招服、則不照律。是用刑不易之常法也。

⑬ 『世宗實錄』八年八月己丑条。……上曰、罪人雖不服辜、衆證明白、則罪之、例也。

⑭ 『世宗實錄』二十一年十月壬辰条。議政府啓、今年二月、本府受教、圖画訊杖之狀、頒諸中外。其圖画杖頭、正當膝下、暫不犯腿。然更參詳腿字之訓、玉篇云脛也。又云股也。脛本曰股、輔下體者。資生錄云、風市二穴、在膝下兩筋間、立舒下。兩手着腿。其訓義不分析。刑杖、人命所係、實為重事、深恐中外刑官、或未灼知、而訊杖錯下他處。乞令刑官吏考頒行拷訊圖、測(側)臥橫打膝下、上不至膝上、下不至膝肋、以為恆式。從之。

『經国大典』刑典、推斷条。凡拷訊(訊杖、長三尺三寸、上一尺三寸、則口徑七分、下二尺、則口八分、厚二分(用當造尺)、以下端打膝下、不至膝肋。一次毋過三十度。取旨乃行(庶人及犯盜者、否。○功臣・議親拷訊、啓請時、并錄功臣・議親、以啓)。

⑮ 『經国大典』刑典、推斷条。三日內、毋行再拷訊。……

⑯ 『世宗實錄』二十一年二月辛亥条。議政府啓、京中罪囚、繫獄致死、者、鮮少、而外方罪囚、或臍下浮腫、或胸腹煩悶、在獄致死者相繼。豈皆不能救恤之致、然必是務急得情、或非法用刑、或慘酷拷訊、毒人臍臍、浮腫而死、明矣。謹稽古制、「前漢刑法志」答者、答臂、毋得更人。『唐律疏議』一令、決答者、臂腿分受、決杖者、背腿臂分受。

須數等拷訊者、亦同。答以下、願背腿分受者、聽。『大明律』獄具圖「訊杖、大頭絛四分五厘、長二尺五寸、以荆木為之、其犯重罪者、賊証明白不承者、明立文案、依法拷訊、臂腿分受。近年本朝掌刑官吏、拷訊時下杖處、當膝下膝肋等處。夫背、雖唐律所載、太宗嘗覽明堂針灸圖、見人之五臟、皆近於背、遂詔罪人毋得鞭背。大明律亦不載焉。

『臚錄刑典』「大小人員、毋得鞭背」。然則鞭背、古今所禁。且膝肋拷訊、既無所挾、而臂及膝肋、本朝前此、所未施行。義禁府拷訊時、束縛側臥、腿脛橫打、若過傷、則隸囚杖、其法行之已久、宣令圖画其狀、分給各司、各道、一体施行、庶合事宜。且「統刑典」、「京外官吏、如有違法濫刑者、京中憲府、外方監司、許令犯罪人親族陳告。依律論罪」。『臚錄刑典』「京外罪囚訊問、毋使使令、高声唱喝、左右分立、互相行杖」。宣德十年(世宗十七年、一四三五)、十月伝教、「凡罪囚摔髮、曳之縱橫、困苦之甚、倍於笞杖、因傷殞命者、間或有之。今後痛禁」。決罰之法、緘悉無遺、掌刑官吏、視為文具、誠為未便。上項大典及伝旨、申明奉行、嚴加考察、罪囚或以手執兩耳、緊引致傷、或兩鬢毛髮、裂木挾引、皮浮皆裂、訊杖三十度、猶為不足、因以杖端、衝其傷處、刻深侵虐者、或有之。請一皆痛禁。從之。

⑰ 『經国大典』刑典、推斷条。凡拷訊(註略)、取旨乃行(庶人及犯盜者、否。○功臣・議親拷訊、啓請時、并錄功臣・議親、以啓)。

⑱ 『太祖實錄』六年九月己巳条。都評議使司上言、憲司劾六品以上官、雖答罪、必取職牒、實為前朝弊法。乞依朝廷律文「凡内外大小軍民衙門官吏、犯公罪該答者、官取贖」凡文官犯私罪答四十以下、附過還職。答五十者、解見任、別叙」之文、六品以上員所犯、罪狀准備推考、以罪狀輕重、杖以上罪、申聞、取謝牒、鞫問。答罪、不許取職牒、以公職開備罪狀、緣由具錄、呈使司量罪、移文巡軍、決答還任。上從之。

⑳ 『太宗実録』十二年四月丁巳条。議政府上疏。疏略曰、『經濟六典』内、司憲府・刑曹、劾六品以上所犯、杖罪以上、則申聞、收告身、進而問之。答罪則移文巡禁司、決答還職。』今臣等以為、六品員、雖干答罪、必須啓聞。今後、母令報府、並皆申聞取旨。……從之。

㉑ 『世宗実録』五年正月己亥条。伝旨於司憲府・刑曹・義禁府曰、六品以上、東班參外、有蔭子孫等答罪、奉教、下義禁府施行、以為恆式。(参考：『世宗実録』五年七月辛卯条。司憲府啓、文武官及三品以上有蔭子孫、犯十惡奸盜、非法殺人、枉法受贓、及行私(師)外答杖、依今年正月十六日受教、並移送義禁府施行。然其中、前銜東班參外、及時散西班參外、与有蔭子孫、所犯推考後、除啓聞、須即移送義禁府科斷。其本系常人者、請依前例、答罪則直斷、杖罪則移送刑曹論決。若工商賤隸、雖參上、亦依前例、答杖直斷。從之。)

㉒ 『世宗実録』七年十二月壬申条。教旨。今後及第・生員等、如有犯罪、以有職例施行。

『世宗実録』十二年七月庚申条。……永樂二十一年(世宗五年、一四二三)九月二十七日、王旨内、『各殿行首・内侍、茶房・架閣庫隸事・宣差房知印・三軍隸事・別侍衛等、成業衙門人屬人犯罪者、並下義禁府施行。』洪熙元年(世宗七年、一四二五)十二月初八日受教、

「今後、及第・生員等犯罪、則以有職人例施行。」……
㉓ 『世宗実録』十一年五月甲戌条。伝旨刑曹・司憲府。凡論斷大小人員罪犯、時散東班九品、西班八品以上、及有蔭子孫、成業衙門人等、皆取旨施行。而本係常人、則勿問有職与否、悉直斷、不更取旨、未便自今、雖本係常人、苟有職者、並取旨、收贖施行。

㉔ 『經國大典』兵典、用刑条。將帥受命在外者、堂上官・議親・功臣外、杖以下直斷。諸鎮將、答以下直斷。杖以上、伝報主鎮將(臨敵則不在此限)。

*右は「將帥受命在外者」の場合であるが、監司がこれと同等の権限を持つていたことは、監司に与えられる教書の内容から推察することができ。

『世宗実録』十二年閏十二月乙巳条。芸文提學尹准、製賜各道監司教書以進。『王若曰。……守令・將帥、如有貪殘不法、罷軟無能、与夫撫馭乖方者、二品以上、申請科斷、三品以下、聽從区処。……』蓋通行之文也。

*右の教書には「三品以下、聽從区処」とあるが、それは杖以下の罪の場合であり、官人身分の犯した徒以上の罪に関しては、やはり國王に啓聞してその判決を仰がなければならなかった。この点を示唆するものとしては、次の史料がある。

『世宗実録』二十二年三月甲辰条。平安・咸吉道都体察使、兵曹判書皇甫仁、辞。……仁仍啓齋去事目。……一、有所犯守令、及万戸・千戸・軍士、二品以上、啓聞施行。三品以下、直斷。收贖・答杖、隨宜施行。

*右の都体察使は「經國大典」にいわゆる「將帥受命在外者」に該当し、監司はこれと同等の権限を持つていたわけであるが、右の史料では「收贖・答杖、隨宜施行」というだけで、徒以上の罪に關する直斷の権限は与えられていない。監司にせよ、將帥受命在外者にせよ、彼ら是在外官人の犯した徒以上の罪に關しては直接に処斷することができず、必ず國王に啓聞しなければならないことになっていたのであろう。

㉕ 『世宗実録』十二年四月癸未条。刑曹判書金自知啓、「凡工商賤隸、受職者、当犯罪論決之際、援引『有職者、雖本系常人、取旨論決』之教、不即受罪。若其已斂得情之事、雖取旨決罪、固無失機之弊、其或推劾之際、違端微露、当即拷訊、必待取旨、乃加拷訊、故生謀詐、

遂不輸楮、詞訟因以淹滯。」上曰、「其称本系常人、非謂工商賤隸也。乃謂非世族、而仕於卑官、西班牙八品、東班九品以上之人也。若司諷・司論・舞隊之類、雖有職、不在流品之例。凡文武犯罪者、令取旨贖罪

者、所以尊士君子也。雖非世族、而非工商賤隸、則因其有職而亦優待之、可也。」

二 決罰と收贖

官人身分のものが笞杖の罪を犯した場合、原則として笞杖の実刑は免除され、金品の納入による代替（收贖）が許されることになっていたが、刑罰制度が未だ充分には整理されていなかった朝鮮国初の段階では、官人身分の犯罪に関しても有司の直断に委ねられていた部分が少なくなく、これらは国王による收贖の恩典に与ることなく、平民身分の場合と同様に実刑を以て施行されていく場合もあり得たのではないかと考えられる。

本節ではこうした官人身分に対する決罰の慣例が、明律に規定されているとおりの收贖の制度によって改められていくまでの経緯について、刑罰の執行形態という観点から改めて考察を進めていくことにしたい。

(a) 決 罰

刑罰を執行すること、特に笞杖の実刑を執行することを決罰という。^①

平民身分の犯罪の場合、その笞罪は中央（京中）では所管の各司、地方（外方）では所管の守令が、それぞれ当該犯罪人を直接に処断することになっていた。^② 平民身分の犯罪に関する限り、各司・守令には、それぞれ笞刑の直接執行権が認められていたというわけである。

もともと各司・守令は本来刑罰の執行権を有するいわゆる用刑衙門ではないので、各司・守令が笞刑を執行する場合に、律に規定する本来の刑具（刑杖）ではなく、皮牌と呼ばれる革製の鞭を用いて受刑者を鞭打つに止めることになって

いた。^③

「鞭もて官刑を作す」（鞭作官刑）とは『尚書』舜典に見える文言であるが、朝鮮朝における皮牌の制度も、恐らくはこの『尚書』舜典に見える官刑の制度——木の末端に革を垂らした鞭を以て、官府における刑罰を執行する——を踏襲したものに他なるまい。具体的には官府の長官が、配下の吏典・使令など、いわゆる庶人在官者の犯罪を処断するに際して、この皮牌の刑罰を執行する権限を有することになっていたのである。^④

また平民身分の犯罪の場合、杖罪に関しては京中では監司が、それぞれその罪を直断する制度になっていたが、刑曹・監司は本来刑罰の執行権を有する用刑衙門であるから、この場合には皮牌ではなく、律に規定する本来の刑具を以て刑罰を執行することになっていたことは言うまでもあるまい。

なお、決罰に際して受刑者の身体のどの部位を叩くかについては、『経国大典』刑典には明文がないが、朝鮮後期の史料によると、笞刑の場合には受刑者を起立させてそのふくらはぎを叩き、杖刑の場合には受刑者を伏臥させてその臀部を叩くということになっている。^⑤ 笞杖刑はその打ち所によっては生命に関わる場合もあるので、特に受刑者の背中を叩くことは厳禁とされているのである。^⑥

これに対し、被疑者が官人身分の場合には、原則として有司による直断は許されず、その囚禁・断罪に際しては、必ず国王に啓聞して裁可を仰がなければならない制度になっていた。しかしこうした制度が確立する以前、すなわち部分的にもせよ、官人身分に対する有司の直断が行われていた国初の段階においては、官人身分のものに対しては、平民身分の場合と同様に笞杖の決罰が行われていた場合が少なくはなかったようである。

例えば『太祖実録』六年（一三九七）九月己巳条の記述によると、六品以上の官人の杖以上の犯罪に関する国王への啓聞の制度が確立したこの段階において、啓聞の対象から除外された六品以上の官人の笞罪に関しては、刑曹より宰相府（都評議使司）に報告した後、宰相府においてこれを直接に処断し、宰相府において有罪の判決を受けた官人は、巡軍（後

の義禁府) に移文して「決笞還任」させることになっていた。^⑦「決笞」とは笞刑の実刑を執行することであるから、ここでは官人身分のものであっても、国王への啓聞の対象から除外されているものについては、明らかに決罰の対象とされていることが確認できる。

また『世宗実録』五年(一四三三)七月辛卯条の記述によると、文武六品以上、文班参外、三品以上有蔭子孫に関する国王への啓聞の制度が確立したこの段階において、啓聞の対象から除外された前銜東班参外、時散西班参外、及び四品以下の有蔭子孫の笞杖の罪は、「除啓聞」、すなわち国王への啓聞の手続きを省略して直ちに義禁府に移文し、義禁府において「科断」することになっており、さらに前銜東班参外、時散西班参外の中でも特に「本系常人」の下級官人に関しては、各司においてその笞罪を「直断」し、杖罪については刑曹に移文して「論決」するということになっている。^⑧ここで「科断」といい、「直断」といい、「論決」というのが、決罰による施行を意味しているのか、収贖による施行を意味しているのかは、これだけでははっきりとしないが、少なくとも「本系常人」の下級官人の場合には、彼らが官人身分の受刑の場合である義禁府においてではなく、平民身分の場合と同様、各司・刑曹において「直断」「論決」されることになっていたというところから判断して、平民身分と同様、笞杖の実刑を受けることになっていたのではないかと考えられる。

さらに『世宗実録』七年(一四三五)正月庚子条の記述によると、官人としての位階を持ちながら流品外の職事に勤務しているいわゆる権務官に関しては、「収贖を除きて随即に論罰」することになっていたというから、下級官人層の底辺をなすこの種の権務官に対しても、やはり収贖の法は適用されずに、笞杖の決罰が行われることになっていたのである。^⑨

このように朝鮮国初の段階では、たとえ官人身分のものであっても、笞杖の実刑に服さなければならぬ場合が、決して少なくはなかったということができようであろう。

(b) 収 贖

前項に述べた決罰に対し、これを金品の納入によって代替することを収贖という。

収贖の制度に関しては、太宗朝における楮貨の流通政策とも関連して、不忠・不孝などの道義上の重大犯罪を除いた笞・杖・徒・流の犯罪を、犯罪者の身分に拘らず、すべて収贖によって施行するという例外的な時期も存在した。^⑩しかし、『世宗実録』五年（一四三三）正月己酉条の記述によると、楮貨流通政策の破綻に伴ってこうした収贖の制度は改められ、平民身分一般に対する収贖の法の適用が廃止されると同時に、「文武官、及び三品以上有蔭子弟は、十悪、奸盜、非法殺人、枉法受贓を犯し、及び行師の外は、笞杖、並びに皆収贖」すべきこと——すなわち官人身分の笞杖の犯罪は、十悪その他道義上の重大犯罪と、軍律の適用を受ける戦時の犯罪とを除き、すべて収贖をもって施行すべきこと——が定められるに至っている。^⑩

しかし「文武官」の笞杖の犯罪をすべて収贖によって施行するといっても、これは厳密には国王への啓聞の対象となる官人層に限ったことで、国王への啓聞の対象から除外されている官人層に関しては、必ずしも収贖の恩典が保障されているわけではなかったこと、とりわけ「本系常人」の下級官人層の場合には、平民身分の場合と同様、笞杖の実刑に服する場合が多かったであろうと考えられることは、先にも言及しておいたとおりである。

こうした中であって、国王への啓聞の対象となる官人層が、東西班六品以上（太宗十二年、一四二二）、東西班六品以上、東班九品以上、及び有蔭子孫（世宗五年、一四三三）、時散東班九品以上、西班八品以上、及び有蔭子孫、成衆衙門人、本系常人（世宗十一年、一四二九）へと順次拡大していったことは、国王の恩典により、笞杖の収贖を許される官人層が、それだけ拡大していくことを意味していた。

国王への啓聞の対象となることが、その罪の収贖を許されることの一つの前提条件となっていたことは、いわゆる「本

系常人」の下級官人が、決罰の対象から収贖の対象へと改められることになった経緯からも窺うことができるであろう。

刑曹・司憲府に伝旨す。およそ大小人員の罪犯を論断するに、時散東班九品、西班八品以上、及び有蔭子孫、成衆衙門人等は、みな旨を取りて施行す。しかれども、もと常人に係れば、すなわち有職と否とを問わず、悉く直断し、さらに旨を取らざること、いまだ便ならず。今より、もと常人に係るといへども、いやしくも職ある者は、並びに旨を取り、収贖もて施行せよ。¹²⁾

『世宗実録』十一年（一四二九）五月甲戌条に見える右の国王の伝旨によれば、いわゆる「本系常人」のものは、従来は平民身分の場合と同様、有司の直断に委ねられていたが、以後はその官職を尊んで国王への啓聞の対象へと改めることにした。その際、特に「収贖もて施行せよ」と断っていることは、従来、彼らが笞杖の決罰の対象となっていたことを前提として、はじめてその意味を明らかにすることができるのである。

官人身分一般に対する収贖制度の成立とは、朝鮮朝の王権が有司の直断権を制限し、官人身分一般に対する裁判権を唯一絶対的に掌握することをまっけて、はじめて実現する性格のものであったということができよう。

① 获生徂徠『明律国字解』、刑律、断獄、決罰不如法条に、「決罰は、笞・杖・訊を行うことなり」とある。例えば『世宗実録』十八年十一月丙午条に、「除収贖、隨其罪状轻重、決罪還任」という場合の「決罪」というのも、「決罰」と同じ意味で、ここでは収贖と決罪（決罰）とが、互いに対立する概念として捉えられていることに注目しておく。

わゆる皮鞭のことを「皮鞭」と呼んでいる。
④ 『世宗実録』二十年正月戊子条。刑曹啓、……皮鞭、乃各司鞭撻僕隸、罰之至輕者也。

⑤ 『星湖僊説』人事門、刑。我国官刑、輕者笞脛、稍重者杖脛、脛則立、臂則伏。

なお、「決」とは的決の意で、获生徂徠『明律国字解』問刑条例、名例律、五刑条附条には「笞杖徒流死の五つともに、各それぞれの当る刑を、本法の通りに行うを、的決という」とある。

⑥ 『秋官志』第三編、考律部、除律、除刑条。世宗十二年、除笞背法。教曰、人五職之係、皆近於背。官吏撻掠之際、率多鞭背、頗傷人命。自今、除笞背法。京外官吏、或有違者、抵罪。

② 『経国大典』刑典、推断条。各衙門、笞以下、直断。
③ 『経国大典』刑典、推断条、註。不用刑衙門、用皮鞭。

* 『世宗実録』二十年正月戊子条、二十一年八月壬寅条などでは、い

⑦ 『太祖実録』六年九月己巳条。都評議使司上言、憲司劾六品以上官、雖笞罪、必収職牒、実為前朝弊法。乞依朝廷律文「凡内外大小军民衙門官吏、犯公罪該笞者、官収贖」凡文官犯私罪笞四十以下、附過還職。笞五十者、解見任、別叙」之文、六品以上員所犯、罪状准備推考、

以罪狀輕重、杖以上罪、申聞、收謝牒、鞫問。答罪、不許收職牒、以公職間備罪狀、緣由具錄、呈使司量罪、移文巡軍、決答還任。上從之。

(參考：『太宗實錄』十二年四月丁巳条。議政府上疏。疏略曰、『經濟六典』内、『司憲府・刑曹、劾六品以上所犯、杖罪以上、則申聞、收告身、進而問之。答罪則移文巡禁司、決答還職。』……)

⑧ 『世宗實錄』五年七月辛卯条。司憲府啓、文武官及三品以上有蔭子孫、犯十惡奸盜、非法殺人、枉法受贓、及行私(師)外、笞杖、依今年正月十六日受教、並移送義禁府施行。然其中、前街東班參外、及時散西班牙外、与有蔭子孫、所犯推考後、除啓聞、須即移送義禁府科斷。其本系常人者、請依前例、答罪則直斷、杖罪則移送刑曹論決。若工商賤隸、雖參上、亦依前例、笞杖直斷。從之。

⑨ 『世宗實錄』七年正月庚子条。刑曹啓、咸吉・平安兩道土官、不可以京職例論、若有犯罪者、請依權務例、除收贖、隨即論罰。命下政府諸曹同議。參判崔府・李隨、左議政李原等議曰、既是流品之外、論罰

三 官人身分に対する懲戒

官人身分のものが笞杖の收贖を許されるということは、その決罰を受ける平民身分の場合と比べれば、もとより大きな恩典であったといわなければなるまい。しかし官人身分の場合には、その身分に固有の問題として、收贖のうえにさらに罷職・收告身などの懲戒処分が加重され、こうした懲戒処分のあり方が、その後の身分や復職の条件などに、大きく影響を及ぼすことにもなっていた。

官人身分に対する懲戒処分のあり方は、その罪が公罪の場合と私罪の場合とで大きく内容が異なってくる。以下、それぞれの場合を対比しながら、官人身分における懲戒の制度について考察していくことにしよう。

為可、但自願贖罪者、聽。判書申商、參贊李之剛、贊成黃喜、領敦寧柳廷頭等議曰、土官參外、依權務例、論罰、其中曾經京官者、及有蔭子孫、許收贖。命從廷頭等議。

⑩ 『太宗實錄』十三年三月辛卯条。刑曹請除私賤笞杖收贖。啓曰、凡死罪外、笞・杖・徒・流、並以楮貨收贖、已有著令。……

⑪ 『世宗實錄』五年正月己酉条。下教于刑曹曰、在前、要楮貨興行、不忠不孝外、徒流笞杖、並皆收贖、然此一時之法。今後除收贖、依律施行。其中、文武官及三品以上有蔭子弟、犯十惡、奸盜、非法殺人、枉法受贓、及行私(師)外、笞杖、並皆收贖。

⑫ 『世宗實錄』十一年五月甲戌条。佞旨刑曹・司憲府。凡論斷大小人員罪犯、時散東班九品、西班牙八品以上、及有蔭子孫、成梁衙門人等、皆取旨施行。而本係常人、則勿問有職与否、悉直斷、不更取旨、未便。自今、雖本係常人、苟有職者、並取旨、收贖施行。

(a) 公罪笞杖の場合

官人身分の犯した罪が公罪に該当する場合、すなわち職務の遂行上における不用意の過失に該当する場合には、その杖一百以下の罪はすべて收贖を以て施行され、罷職・收告身などの処分は一切行われないうことになっていた。従って、当該官人の身分には何らの変更も加えられず、收贖の規定に則つて所定の金品を納付した後は、従前どおり、職務に復帰することが許されることになっていたのである。

『太祖実録』元年（一三九二）七月丁未条の記述によると、高麗末期には刑罰制度の紊乱から、官人身分のものがわずかに笞罪を犯した場合でも、刑曹では必ずその告身を取取し、すなわち囚禁を行うばかりか、決罰後にも告身を還給せず、そのまま現任の官職を罷免（罷職）してしまうことが慣例となっていたといわれている^③。これは一つには、官人間の党争が最も激化していた当時のことであるから、刑罰が一種党争の道具として用いられ、法司が反対党派の官人に対して恣意的にその告身を取取していたという側面もあったのであろう。

これに対し、朝鮮朝では法司による恣意的な告身の取取を順次制限するという方向で改革が進められていく。

まず『太祖実録』六年（一三九七）九月己巳条の記述によると、六品以上の官人が笞罪を犯した場合、その告身を取取せず、すなわち囚禁を行わずに、公職を以て取り調べを行う制度が確立するに至っている。これにより六品以上の官人は、仮に宰相府（都評議使司）において有罪判決を受けた場合においても、その官人としての身分を保障され、巡軍（後の義禁府）において笞刑の実刑（決笞）を受けたのちには、そのまま現任の官職に復帰（還任）することが許されることになったのである^④。

ついで『太宗実録』十八年（一四一八）七月庚戌条の記述によると、義禁府において決罰する公罪笞杖の罪に関しては、国王より特に告身取取の命令が下されている場合を除き、一般には当該官人の告身は取取しないという制度が確立するに

至っている^⑤。もつとも杖以上の罪を犯した官人は原則として囚禁の対象となり、囚禁に際してはその告身を収取することが慣例となつているから、ここで「告身を収取しない」というのは、囚禁時に収取した告身を、決罰後に改めて還給するということを意味しているのであろう。ともあれ義禁府において決罰する公罪笞杖の罪に關しては、これにより決罰後にも官人としての身分が従前どおりに保障されることになつたのである。

こうした一連の流れを受けて、世宗朝に入ると公罪笞杖の罪に対する官人身分の保障は一層推し進められていくことになる。まず『世宗実録』五年（一四三三）正月己酉条の記述によると、「文武官の杖罪を犯すに、罪の軽重を論ぜず、並びに職牒を収むること、未だ便ならず」として、官人身分に対する告身の収取には一定の差等が設けられることになり、公罪の場合、その杖六十の罪に対しては告身一等を、杖七十には告身二等を、杖八十には告身三等を、杖九十には告身四等を収取し、杖一百には告身すべてを収取して、義禁府において収贖を以て施行するという制度が確立するに至っている^⑥。これにより、公罪杖以上の罪を犯して囚禁時に収取された告身は、収贖後にその一部分のみは還給されることになつたのである。

ついで『世宗実録』七年（一四三五）十二月甲申条の記述によると、ここでは公罪に対する告身の収取が、明律にすら規定の無い過重な処分であることが指摘され、結局、公罪杖一百以下の犯罪に対しては、原則としてその告身を収取しないという制度が確立するに至っている^⑦。これにより、公罪杖以上の罪を犯して囚禁時に収取された告身は、収贖の後にはそのすべてが還給され、官人としての身分には一切変更が加えられないことになつたのである。

ただし、この世宗七年（一四三五）の段階では、公罪杖以上の罪を犯した官人については罷職の処分が加えられ、現任の官職には復帰することが許されないことになつていたようであるが、この罷職の処分もだいたい世宗二十年（一三四八）頃までには撤廃されるに至っている。

『世宗実録』二十年（一三四八）十月庚午条、並びに十一月癸未条の記述によると、兵曹正郎の南季瑛は、中樞院使韓

確の請託を受けて、閉門時に勝手に王京の城門を開くという罪を犯して「贖杖一百、還任」の処分を受けているが、後に司憲府がその還任の処分を不当として他官への配置替えを要求すると、国王は「季瑛の罪は、これ故らに犯すにあらざるべきなり。かつ公罪杖一百、還任の法、すでに成れり。軽々しく改むべからず」とする議政府の回啓に従ってこれを却下した。^⑧

かくして官人身分のものは、その罪が公罪笞杖の範囲に止まっている限りは、現任の官職に復帰して現職官人としての身分を保持することが許されるようになったのである。

(b) 私罪笞杖の場合

職務遂行上における不用意の過失としての公罪に対し、官人身分のものが職務遂行以外の場において犯した罪や、職務遂行に際して自らの私的な利益を図って犯した罪のことを私罪という。^⑨この場合、私罪を犯した官人に対する処分が、公罪を犯した官人に対する処分よりも重くなることは言うまでもあるまい。

具体的に言うと、まず私罪笞五十以下の罪の場合には、公罪の場合と同様に収贖の義務が生じるだけで、官人としての身分には一切変更は加えられない。^⑩しかし、私罪杖六十以上の場合になると、収贖のうえにさらに罷職・収告身などの懲戒処分が加重され、それぞれ現任の官職を罷免したうえで、私罪杖六十の罪に対しては告身一等を、杖七十には告身二等を、杖八十の罪には告身三等を、杖九十の罪には告身四等をそれぞれ収取し、私罪杖一百に対してはその告身のすべてを収取することになっているのである。^⑪

これより先、朝鮮国初には公罪私罪を問わず、およそ笞杖の罪を犯した官人に対しては、有司が決罰したうえでその告身のすべてを収取することが慣例になっていたが、前述した世宗五年（一四二三）正月己酉の改革では、こうした慣例を改めて、官人に対する告身の収取に一定の差等を設けることになり、私罪杖六十の罪に対しては告身二等を、杖七十の罪

には告身三等を、杖八十の罪には告身四等を、杖九十の罪には告身五等を収取し、私罪杖一百以上の罪に対しては、その告身のすべてを収取する制度が確立するに至っている¹²⁾。

ついで、世宗七年（一四二五）十二月甲申の改革では、収取する告身の数がそれぞれ一等級ずつ通減され、私罪杖六十の罪に対しては告身一等を、杖七十の罪には告身二等を、杖八十の罪には告身三等を、杖九十の罪には告身四等を収取し、私罪杖一百以上の罪に対しては、その告身のすべてを収取する制度が確立するに至っており¹³⁾、これが前述の恒式として『経国大典』に載録されることになったのである。

ただし、『世宗実録』二十一年（一四三八）七月辛丑条の司憲府の啓によると、告身差等収取の法が成立したこの段階においてすら、法司はこの法文を必ずしも遵守せず、官人身分のものから囚禁時に収取した告身を、決罰・収贖の後にも当該官人に還給せず、そのまますべて収奪してしまふ弊風が少なくはなかつたことが指摘されている¹⁴⁾。

官人に対する告身収取の制度もまた、朝鮮朝の王権が有司による恣意的な懲戒権の行使を制限し、官人身分一般に対する懲戒権を唯一絶対的に掌握することをまわって、はじめて完成する性格のものであったといえることができるであろう。

① 社会の成員全体を対象として設定される刑法上の処分（刑罰）とは別箇に、官人という特定身分のものを対象に設定された、官僚組織内部における制裁という意味で、本稿では便宜的にこの懲戒処分という概念を用いておくことにする。それは今日風に言えば、あたかも国家公務員に対する各種の懲戒処分が、刑事上の処分（刑罰）とは一応別箇の次元において運用されているようなものとして理解しておけばよいであろう。

② 公罪とは「公事に縁りて罪を致し、私曲無き者」のことをいう（『唐律疏議』卷二、名例、官当条、注）。

③ 『太祖実録』元年七月丁未条。教中大小臣僚・閑良耆老・軍民。

王若曰……一、前朝之季、律無定制、刑曹・巡軍・街衢、各執所見、刑不得中。……其刑曹所決、雖犯答罪、必取謝牒、罷職、累及子孫、非先王立法之意。自今、京外刑決官、凡公私罪犯、必該大明律、追奪宣勅者、乃取謝牒、該資產沒官者、乃沒家產。其附過還職・収贖・解任等事、一依律文科斷、毋蹈前弊。……

④ 『太祖実録』六年九月己巳条。都評議使司上言、憲司劾六品以上官、雖答罪、必取職牒、実為前朝弊法。乞依朝廷律文「凡内外大小軍民衙門官吏、犯公罪該答者、官収贖」「凡文官犯私罪答四十以下、附過還職。答五十者、解見任、別叙」之文、六品以上員所犯、罪狀准備推考、以罪狀輕重、杖以上罪、申聞、収謝牒、鞫問。答罪、不許取職牒、以

公職間備罪狀、緣由具録、呈使司量罪、移文巡軍、決笞還任。上從之。
 ⑤ 『太宗実録』十八年七月庚戌条。司憲府執義許揆等陳言。本朝義禁府、不論職之高下、直問其由、雖至杖流、不取職牒、今也此府決罰者、皆取職牒。臣等竊謂、文武官犯公罪者、非循私逞欲、或失於寬察、或短於施措之致然也。今律犯杖罪、取其職牒、亦科田、恐非盛代重士之美意也。且時王之制、文武官犯公罪杖以上者、無追奪宣勅之律乎。願自今、義禁府決罰、文武官犯公罪杖以上者、除教旨內、職牒收取外、一依時王之制、勿取職牒、以示忠信勸士之道。從之。

⑥ 『世宗実録』五年正月己酉条。下教于刑曹曰、「在前、要格貨與行、不忠不孝外、徒流・笞杖、並皆取贖、然此一時之法、今後除取贖、依律施行。其中、文武官及三品以上有蔭子孫、犯十惡奸盜、非法殺人、枉法受贓、及行師外、笞杖、並皆取贖。且文武官犯杖罪、不論罪之輕重、並取職牒、未便。私罪、杖六十、二等。杖七十、三等。杖八十、四等。杖九十、五等。公罪、杖六十、一等。杖七十、二等。杖八十、三等。杖九十、四等、差等收取後、並令義禁府施行。罪至杖一百、則勿論公私、並取職牒。」

⑦ 『世宗実録』七年十二月甲申条。司諫院啓。臣等謹稽律文、名例、文武官犯公罪条云、「凡內外大小軍民衙門官吏、犯公罪、該答者、官取贖、吏每季類決、不必附過。杖罪以上、明白立案、每年一考、記錄罪名、九年通考所犯次數輕重、以憑黜陟」。犯私罪条云、「犯私罪、答四十以下、附過還職。五十、解見任、別叙。杖六十、降一等。七十、降二等。八十、三等。九十、降四等。俱解見任。流官於雜職內叙用。杖一百者、罷職不叙」。永泰二十一年（世宗五年、一四二三）正月二十六日受教、節該、「文武官及三品以上有蔭子孫、犯十惡奸盜、非法殺人、枉法受贓、及行師外、並令取贖。文武官犯杖罪者、取職牒。私罪杖六十、取二等。杖七十、三等。杖八十、四等。杖九十、五等。公

罪杖六十、一等、杖七十、二等。杖八十、三等。杖九十、四等。以之差等收奪。罪至杖一百、公罪罪、並取」。臣等以為、凡犯罪官吏、既不加笞杖、又不取職牒、殿下欽恤之仁、至矣。然律文內、文武官降等之法、但施於私罪、而不施於公罪。雖至杖一百、但記錄罪名、以憑黜陟而已矣。無追奪降等之文。其罪之、公私之辨、明矣。今犯公罪者、亦令取其職牒、故大小官吏、因公務所失、而見取職牒者、比比有之。臣等恐違於律文而有虧於殿下欽恤之至意也。伏望依律文公私之辨、律文本条內、有追奪及徒年外、犯公罪者、一如上項教旨、罷職、勿取職牒、以全欽恤之意。令下政府諸曹、同議以啓。僉曰、可依諫院所啓。從之。且取私罪職牒、杖六十、取一等。七十、二等。八十、三等。九十、四等。罪至杖一百、取收。公罪杖一百、私罪杖九十以下、並令義禁府取贖。

⑧ 『世宗実録』二十年十月庚午条。初、中樞院使韓確、隨駕回至楊州、聞其妻父洪汝方卒、乘昏馳至京城、門已閉、不得入、乃請守門鎖撫李衍基、兵曹正郎南季瑛、行上護軍延慶、皆以無開門符、不聽。確強之、乃開門得入。既而有中宮內史、承內旨、將詣行在所、以無符文開（以無開門符）、內史不得出。後事覺、憲司推劾以啓曰、韓確擅入城門、衍基、延慶、季瑛等、從韓確之請、擅自開門、宜置於法。命罷韓確・延慶等職、季瑛・衍基、並贖杖一百、還任。

同右、十一月癸未、司憲府啓、兵曹正郎南季瑛、擅開城門、贖杖一百、雖例當還任、然兵曹所掌匪輕、且是政曹、不宜還任。請遷他官。上即令政府議之。政府皆曰、季瑛之罪、非是故犯、可想也。且公罪杖一百還任之法、已成、不可輕改。從之。

⑨ 私罪とは「公事に縁らずして私自に犯す者」や、「公事に縁るといへども、意、阿曲に渉る」ものことを用い（『唐律疏議』卷二、名例、官当条、疏）。

⑩ 「明律」卷一、名例律、文武官犯私罪条。凡文武官犯私罪、笞四十以下、附過還職。五十、解見任、別叙。

「経国大典」刑典、推断条、註。文武官及内侍府、有蔭子孫、生員、進士、犯十惡奸盜、非法殺人、枉法受贓外、笞杖並取贖。

*私罪杖四十以下は明律では附過還職となっているが、朝鮮朝では取贖したうえで還任させていたのであろう。なお、朝鮮朝では公罪杖一百にまで還任を許したことは、本文に述べたとおりである。

⑪ 「明律」卷一、名例律、文武官犯私罪条。凡文武官犯私罪、……杖六十、降一等。七十、降二等。八十、降三等。九十、降四等。俱解見任、流官、於雜職内叙用、雜職、於辺速叙用。杖一百者、罷職不叙。

四 八議身分に対する懲戒

官人身分の犯罪に対しては、その罪を取贖したうえで罷職・收告身などの懲戒処分を加重することになっていたが、一方、官人身分の中でも議親、功臣、堂上官など、国王の特別の恩顧に与るいわゆる八議身分^①の犯罪の場合には、国王の恩典により刑法上の責任を一切免除され——すなわち決罰・取贖などの責任を一切免除されて——単に罷職・收告身などの懲戒処分を受けるに止まっている場合が少なくない。

本節では、最後にこうした八議身分に対する懲戒の制度について、官人身分一般の場合と対比しながら考察を進めていくことにする。

(a) 罷 職

官人身分のものが私罪笞杖の罪を犯した場合、その杖六十以上の罪に対しては、取贖の上に罷職・收告身などの懲戒処

大典」刑典、推断、註。犯私罪杖六十者、啓聞、追奪告身一等（每品分正従為等、越等守職者、曾経守職者、非因罪犯未出謝者、皆并計）、七十、二等。八十、三等。九十、四等。一百、盡行追奪。送吏兵曹

（持告身逃匿者、経赦亦奪）。

⑫ 前掲、本節註⑥

⑬ 前掲、本節註⑦

⑭ 「世宗実録」二十年七月辛丑条。司憲府啓、前此、朝官有所犯、劾問不承、不承、則啓取職牒而勾問、定罪之後、並不還給、有違囚罪差等收取之法。乞今後、各因其罪、差等收取、餘並還給、永為恆式。從之。

分が加重されることになっていたが、八議身分の犯罪の場合、その刑法上の責任は一切免除されて、単に罷職の懲戒処分が加えられるに止まっている場合が少なくない。

例えば『太宗実録』十四年（二四一四）十月壬辰条の記述によると、王命を受けて裁判を担当しながら、事実を以て国王に報告しなかったという罪（奉制推案問事、報上不以実）を犯して「杖八十・徒二年」の量刑を受けた李堂や、国王の側近でありながら機密事項を外部に漏らしたという罪（近侍官漏洩機密常事）を犯して「杖一百」の量刑を受けた李灌などは、いずれもその刑法上の責任を免除されて、単に罷職の処分を受けるに止まっている^②。

また『世宗実録』二十一年（二四三九）六月己亥条の記述によると、知中枢院事の李中至は、賤しい身分の妾に入れあげて正妻を蔑ろにしたという罪（昵愛賤妾、疎薄正妻）——これは明律でいえば、正妻がありながら妾を正妻とした罪（妻在、以妾為妻）に当たり、「杖九十」の刑に相当する——を犯して司憲府の取り調べを受けているが、国王の最終判決においては、やはりその刑法上の責任を免除され、単に罷職の処分を受けるに止まっているのである^③。

官人身分のものが私罪笞杖の罪を犯した場合、一般的にはその罪を収贖したうえで罷職・収告身などの懲戒処分が加重されることになっていたが、これに対して八議身分の場合には、収贖や収告身などの処分は一切免除され、単にその現任の官職（職事官）が罷免されるに過ぎないのであるから、これに伴う損失は、直接にはその官職に対する禄俸支給の停止に止まっていたといっても過言ではないであろう。

罷職は科罪の比にあらざるなり^④。

『世宗実録』二十一年（二四三九）六月庚辰条における司憲府持平宋翠の発言などからも窺われるとおり、罷職とは官職の任免という行政上の処分の一環に過ぎず、五刑の体系内における刑罰（科罪）とは、その処分としての重みを根本的に異にするものであったといえることができるであろう。

(b) 収告身

八議身分の犯罪に対しては、その刑法上の責任を免除して罷職の懲戒処分を加えることが慣例となっていたが、こうした処分だけでは当該官人に対する制裁として不十分であると判断された場合、懲戒処分の内容は一層重くなって、さらに収告身の処分が加重されることになる。

例えば『太祖実録』五年（一三九六）九月戊辰条の記述によると、上將軍吳用權、大將軍沈澄、盧尚義、中軍將軍尹普老、左軍將軍李思謹などは、発哀陳慰の際に飲酒食肉するという罪を犯して刑曹の弾劾を受けているが、国王はその刑法上の責任を免除して、一旦は罷職の処分を加えることにしようとした。しかし刑曹が再びその罪を弾劾したために、結局、懲戒処分の内容が加重されて、彼らはその告身（職牒）をも収取されることになったのである。^⑤

また『世宗実録』二十一年（一四三九）二月乙卯条の記述によると、鄭麟趾の息子で国王世宗の女婿でもある日城君鄭孝全は、相避の近親者と同一の娼妓を相奸したという罪を犯して義禁府の取り調べを受け、一旦は罷職の処分を受けることになっていたが、司憲府が再びその罪を弾劾したために、結局、懲戒処分の内容が加重されて、鄭孝全はその告身をも収取されることになったのである。^⑥

このように、収告身の処分は罷職の処分よりも一層重い処分として位置づけられていたが、それは罷職が現任官職の罷免に止まるのに対し、収告身では官人としての位階を示す告身が収取され、それに伴って官人としての身分と特権とが、ともども剝奪ないしは停止されることになっていたからに他ならない。

八議身分に対する収告身の処分もまた、私罪笞杖の罪を犯した一般官人の場合と同様、その罪の軽重に応じて差等に告身を取取することになっていたであろうが、こうして告身の一部、ないしは全部を取取された官人は、その位階が引き下げられた分だけ、官人としての身分と特権をも失わなければならなかった。

職牒を収むれば、則ち必ず並びに科田を収む。^⑦

『太宗実録』十四年（一四二四）十月壬辰条に見える太宗恭定大王の発言などからも窺われるとおり、収告身の処分は、何よりもまず位階の高下に応じて分給される領地（科田）からの田税収入を剝奪されることを意味しており、^⑧このことは禄俸支給の停止ともあいまって、官人身分の経済生活に重大な打撃が加えられることを意味していたのである。

それでも収贖のうえにさらに罷職・収告身などの懲戒処分が加えられる一般官人の場合と比べてみれば、収贖の責任を免除して単に罷職・収告身などの懲戒処分を加えるだけの八議身分に対する処分は、やはり軽微な制裁に止まっていたということができらるであろう。

なお、八議身分に対する懲戒処分の内容としては、罷職・収告身のうえにさらに付処・安置などの追放の処分が加重される場合もあったが、この点についてはすでに別稿において考察しているので省略する。^⑨

(c) 復職の過程

八議身分に対する処分は、一般官人の場合に比して軽微な制裁に止まっていたが、しかもそうした処分は、八議身分のものが国王の恩典によってその処分を解かれ、現職官人として復帰することを何らも妨げるものではなかった。

例えば、『世宗実録』二十二年（一四四〇）正月乙卯条、並びに丁巳条の記述によると、柳季聞という人物は慶州府尹に任命されながら妻父の老病を口実に任官を忌避したという罪で義禁府の取り調べを受け、一旦は収告身の処分を受けているが、その約一年一箇月後の『世宗実録』二十三年（一四四一）二月戊辰朔条の記述によると、この人物は国王の特旨により早くも還給告身の恩典を受けるに至っている。^⑩

また、『世宗実録』二十一年（一四三九）二月乙卯条の記述によると、鄭麟趾の息子で国王世宗の女婿でもある日城君鄭孝全は、先にも言及したとおり、相避の近親者と同一の姝女を相奸したという罪で、一旦収告身の処分を受けているが、

約九箇月後に当たる『世宗実録』二十一年（一四三九）十一月辛亥条の記述によると、この鄭孝全もまた国王の特旨により、早くも還給告身の恩典を受けるに至っている^⑩。

鄭孝全は、その華明白つみの事にあらず。ただその後来を懲戒せんと欲し、故に告身を収奪す。然れどもなおその今に至るまで久しく廢して用いざるを恨めるなり^⑪。

『世宗実録』二十一年（一四三九）十一月甲寅条における右の世宗莊憲大王の発言などからも窺われるとおり、八議身分に対する収告身の処分は、他日その告身を還給することを前提とした、あくまでも一時的な処分にしか過ぎなかったということがわかるであろう。

かくして還給告身の恩典を受けたものは、次に一般の罷職人や前衛人と同様、吏兵曹の薦挙⑫をまつて職事官への任用（叙用）を受けることになるが、この段階においても八議身分のものは、一般官人よりもいち早く叙用の恩典を受ける機会に恵まれていた。

例えば『世宗実録』十二年（一四三〇）十一月辛酉条の記述によると、議政府左議政の黃喜は、交河県令に請託して不正に土地を入手した等の罪で司憲府の弾劾を受け、一旦罷職の懲戒処分を受けているが、約十箇月後の『世宗実録』十三年（一四三一）九月甲子条の記録によると、黃喜は早くも国王の恩典により、前官・議政府左議政と同じく正一品の議政府領議政として復職を果たしている^⑬。

また『世宗実録』二十三年（一四四二）六月丙子条の記述によると、黃喜の息子である戸曹参判の黃致身は、弟の黃保身が罪を犯して科田を没収された際、その科田を自分の瘦せた科田と勝手に交換しようとして司憲府の弾劾を受け、一旦罷職の懲戒処分を受けているが、約五箇月後の『世宗実録』二十三年（一四四二）閏十一月庚寅条、並びに壬辰条の記述によると、黃致身は早くも国王の恩典により、前官・戸曹参判と同じく従二品の漢城府尹として復職を果たしている^⑭。

このように国王の特別の恩顧に与る八議の身分のものは、仮に罪を犯して罷職・収告身などの懲戒処分を受けることに

なった場合においても、遠からず還給告身の恩典を受け、延いては叙用の恩典を受けて官界へと復帰することが、そもそも処分を行うに当たつての暗黙のうちの了解事項として折り込み済みとなつていたのである。

とはいえ、罷職人・収告身人に対して国王があまりにも早く叙用の恩典を与えてしまうと、そもそも罷職・収告身の処分を行うことそれ自体が無意味になってしまう。そこで『経国大典』成立の段階では、罷職人・収告身人の叙用にある一定の制限を設け、懲戒処分としての意味が希薄化しないように配慮を加えるに至っている。

『経国大典』吏典、考課条の規定によると、議親・功臣など、いわゆる八議身分のものが、十悪以外の罪を繰り返してその都度国王により免罪の恩典を受けていた場合、五回目には無罪放免とせず、必ず罷職の懲戒処分を加えることになっているが、こうして罷職の処分を受けたものに関しては、罷職後一年を経過してはじめてその叙用を許すということになっている^⑭。

また同書同条の規定によると、私罪を犯して罷職の処分を受けたものは、罷職後二年を経過してはじめてその叙用を許すことになっているが、ここで「私罪を犯して罷職」されたものというのは、具体的には、私罪杖以上の罪を犯して収贖のうえで罷職・収告身の処分を受ける一般官人の場合と、収贖を免除されて単に罷職・収告身の処分のみを受ける八議身分の場合との両方のことをいうのであろう。そうして同書同条の規定によると、国王から還給告身の恩典を受けたものに関しても、そのことによって直ちに叙用が許されるのではなく、罷職後二年という所定の年限を経過してはじめてその叙用が許されるというように、一定程度の制限が加えられることになっているのである^⑮。

しかし、これと違って特別な才能もなく、また有力な庇護者をも持たない極一般的な官人の場合、罷職後二年という年限を満了したからといって、官界への復帰が確実に保障されているというわけではない。むしろ任官候補者がほとんど飽和状態にまで達していた当時の官界の状況を考えると、たとえ罷職後二年という年限を満了して叙用を受けることができ、る段階になったとしても、実際に叙用を受けて現職官人としての復帰を果たすものはほとんど無いに等しいといつても過

言ではなかったのではないか。

その点、八議身分のものは国王の特別の恩顧により、ほぼ確実に叙用を受けることができたわけであるから、正しくこの点においてこそ、八議身分に対する処分は一般官人に対する処分よりも遙かに軽微な制裁に止まっていたといえることができるであろう。

- ① 八議とは、議親、議故、議功、議賢、議能、議勤、議貴、議賈を謂う。朝鮮朝では主として議親、功臣、二品以上（一部三品官を含む）の堂上官に免罪の特権が与えられていたが、このうち功臣は議功に、堂上官は議貴にそれぞれ該当する。
- ② 『太宗実録』十四年十月壬辰条。罷成筠道・李灌、李堂等職。義禁府具監員李堂等及李灌之罪、以聞。令六曹及代言等按律。堂等比律、若奉制推案問事、報上不以実者、杖八十。徒二年。灌比律、若近侍官漏洩機密常事、杖一百。筠道無可比律。上曰、四人之罪、甚当。筠道、功臣之子、宜勿論。即釈之、只罷職。上以灌久在左右、且有老母、取職牒、則必並取科田。只令罷職・不叙。罪堂等、則必有拒諫之名、亦令只罷其職。
- ③ 『太宗実録』二十一年六月己亥条。司憲府啓、知中樞院事李中至、昵愛賤妾、疎薄正妻之罪、請論如法。只罷其職。
- 『明律』卷六、戸律、婚姻、妻妾失序条。凡以妻為妾者、杖一百。妻在、以妾為妻者、杖九十。並改正。
- ④ 『世宗実録』二十一年六月庚辰条。持平宋翠啓、「忠賢、以商賈為業、对妻無子僧也。曾代納忠清各官吐木、欲徵其佃、往本道（國人謂播瓦木曰吐木）。經歷崔敬明、給駅馬帶行、本府聞之、推劾未畢、例蒙恩宥、未得科罪。然其情綢繆莫甚、請罷其職、以懲後來。」上曰、「爾等之言、然矣。然凡事務遵大体、可也。爾等之言、似為細瑣。」
- 翠更啓、「朝士則庸或有借閑驛帶行者矣。今此忠賢、與利僧也。敬明以一道表率、不告監司、擅給駅馬、公然帶行、事在赦前、雖不科罪、若不罷黜、後來何懲。且罷職、非科罪之比也。」上曰、「敬明之事、未畢推劾、爾等之論、似若齟齬。然吾將広議施行。」
- ⑤ 『太祖実録』五年九月戊辰条。刑曹劾啓、上將軍吳用權、大將軍沈澄・盧尚義、中軍將軍尹普老、左軍將軍李思謹等、於貧哀陳慰之時、飲酒食肉。上只許罷職。刑曹又上疏極論。乃許取其職牒。
- ⑥ 『世宗実録』二十一年正月辛丑条。義禁府鞠鄭孝全……之罪、以啓。罷孝全職。……
- 『世宗実録』二十一年二月乙卯条。司憲府上疏曰、……近日、日城君鄭孝全、与讒、以相避之親、忘義縱欲、相奸媚妓、……殿下特垂寬仁、只取讒職牒、罷孝全職事、……伏望殿下、……將讒与孝全、寬遂於外使之自艾。……上命奪孝全告身、貶讒于京畿臨津県。
- ⑦ 前掲、本節註②
- ⑧ 科田法においては、科田は現任官のみならず、前任官や未叙用人に對しても、その位階に応じて分給されることになっていた。
- 『高麗史』卷七十八、食貨志一、田制、禄科田、恭讓王三年五月条。都評議使司上書、請定給科田法。從之。……京畿、四方之本、宜置科田、以優士大夫。凡居京城、衛王室者、不論時故、各以科受。
- ⑨ 拙稿「朝鮮初期の徒流刑について」（梅原郁編『前近代中国の刑罰』

所収、一九九六年十二月、京都、京都大学人文科学研究所）

⑩ 『世宗実録』二十二年正月乙卯条。伝旨義禁府、兪孝通、受慶州府尹、乃以妻病辞免、柳季聞、亦為慶州府尹、又以妻父老病寤免。且季聞以出使入朝論功、上言無礼事由、惑（推）鞫以聞。

同月丁巳条。義禁府鞫兪孝通・柳季聞之罪、以啓。命皆取奪告身。前此、慶州府尹、相繼卒於任所、故孝通等、惑於邪說、又憚於六期、皆托故寤免。凡辭避者、已四人矣。故上罪孝通・季聞等。

⑪ 『世宗実録』二十三年二月戊辰朔条。命還給柳季聞告身、仍為承文院提調。

⑫ 『世宗実録』二十一年二月乙卯条（前掲、本節註⑥）。

⑬ 『世宗実録』二十一年十一月辛亥条。還給鄭孝全告身。

⑭ 『世宗実録』二十一年十一月甲寅条。右正言鄭次恭啓、……日城君鄭孝全、与瑞山君、共奸一妓、至於相聞、以滄綱常、特取告身。……今以李中至・鄭孝全、還除本職、……皆為不可。……上曰、……鄭孝全、本非明白之事、但欲其懲戒後來、故取奪告身。然猶恨其至今久廢不用也。

⑮ 『経国大典』吏典、薦荐条。凡取告身、及罷職者、每冬夏季月、具

罪名啓聞。

⑯ 『世宗実録』十二年十一月辛酉条。司憲府上疏曰、臣等將黃喜請托之罪、具疏以聞、殿下重絶大臣、未即兪允、深有憾焉。……伏望殿下、罷黜不叙、以杜請托枉法之漸。命罷喜職。

⑰ 『世宗実録』十三年九月甲子条。以黃喜為領議政。

⑱ 『世宗実録』二十三年六月丙子条。黃保身、以罪取科田、兄戸曹參判致身、以己埒田抵換、憲府劾、罷之。

⑲ 『世宗実録』二十三年閏十一月庚寅条。……黃致身、漢城府尹。同月壬辰条。司諫院啓、今以黃致身為漢城府尹。本府職掌決訟、其任至重、致身罷職未久、而遽授此職、實為不可。請罷之。……上曰、致身所犯、非是大過、且再經大赦、不必更言。……

⑳ 『経国大典』吏典、考課条。周年、病滿三十日者、議親・功臣、十惡外五犯罪者、並勿揀赦前、啓聞罷職（閑散人、則經一年、乃叙〔閑散人、謂議親・功臣而置散者〕）。

㉑ 同右、褒貶居下等、及犯私罪罷職者、經二年、乃叙。

㉒ 同右、取告身還受者、亦以罷職日始計。

おわりに

本稿では朝鮮初期の笞杖刑について、特に官人身分の場合を中心として、その刑罰の執行形態を考察した。結論として、まず官人身分の笞杖の犯罪は、それが公罪である場合には収贖という形を取って、私罪の場合には収贖のうえにさらに罷職・取告身などの懲戒処分を加重するという形を取って、それぞれ施行されていたことを確認することができた。また官人身分のなかでも国王の特別の恩顧に与るいわゆる八議の身分のものは、しばしば刑法上の責任を免除され、単に罷職・

收告身などの懲戒処分を受けるに止まっていたことをも確認することができた。これらはいずれも基本的には明律の制度を継受したものに過ぎないが、そうした制度が確立することの背景には、高麗末以来の刑罰制度の紊乱を少しづつ克服していった朝鮮王朝における王権の不断の伸張があったことを見逃してはなるまい。

最後に官人身分にとっての笞杖刑——もしくは笞杖罪に対する処分——の特色を要約すると、それは当該官人の官人としての身分を保障し、延いては復職の権利を保障する範囲内における処分に止まっていたというところに、その最も大きな特色を認めることができるであろう。この点は、そうした権利が必ずしも保障されていなかった徒流刑の場合と対比してみれば、その意味するところを一層明らかにすることができるはずである。

『経国大典』刑典、推断条の註によると、官人身分の徒流の犯罪——より正確に言えば、公罪徒一年以上、私罪杖一百以上の犯罪——は、その罪に対する收贖の恩典が必ずしも保障されず、仮に收贖が許された場合においても、徒流の附加刑としての杖刑は、必ず実刑を以て施行することが原則になっていた。^①唐律とは異なり、明律では徒流刑にそれぞれ杖刑が附加されているが、この附加刑としての杖刑は、たとえ徒流の收贖が許されても、必ず実刑を以て執行しなければならぬことになっていたのである。

また官人身分のものが徒流の罪を犯した場合、その身分に固有の問題として、彼らには罷職・收告身などの懲戒処分が加重されることになっていたが、笞杖の軽罪の場合とは異なり、公罪徒一年以上、私罪杖一百以上の罪を犯した場合には、彼らの保有する告身はすべて収取され、いわゆる不叙の処分が行われることにもなっていた。^②

不叙とは官職（職事官）への任命を行わないという処分であり、犯罪の内容によっては永不叙用、すなわち生涯官人としての出仕を禁止するという最も厳しい処分が行われる場合も存在する。

私罪笞杖の罪を犯した官人の場合、罷職・收告身の処分を受ければ二年間は叙用を受けることができず、^③また所定の二年間を経過した後も、特別の才能なり有力な庇護者なりを持たない極一般的な官人の場合には、事実上、叙用を受けるこ

とが極めて困難であったことは、本論において述べたとおりであるが、それでも彼らが告身の保有者として官人身分に止まっている限り、吏兵曹の薦挙により、いつの日か叙用を期待することはできたのである。^①

これに対して徒流の罪を犯し、いわゆる不叙の処分を受けたものは、国王による還給告身の恩典を待たなければ、原則として叙用を期待することはできず、従ってその官人としての身分も法制の上では否定され、出仕以前の平民(庶人)の身分にまで引き下げられなければならない^⑤。だからこそ彼らは徒流の附加刑としての杖刑を、平民身分のものと同様、実刑を以て受けなければならない制度にもなっていたのである。

「刑は大夫に上らず」という。しかしそれはかれらが官人としての身分を保持し得る限りにおいて——すなわちその犯罪が笞杖の軽罪に止まっている限りにおいて——の話であったということができるであろう。

- ① 『経国大典』刑典、推断条、註。文武官及内侍府、有蔭子孫、生員、進士、犯十悪奸盜、非法殺人、枉法受賅外、笞杖並取贖。公罪徒、私罪杖一百以上、決杖。

- ② 『明律』卷一、名例律、文武官犯罪私罪条。凡文武官、犯私罪、……杖六十、降一等。七十、降二等。八十、降三等。九十、降四等。俱解見任。流官、於雜職內叙用。雜職、於辺遠叙用。杖一百者、罷職不叙。

『経国大典』刑典、推断条、註。犯私罪杖六十者、啓聞、追奪告身一等(每品分正從為等、越等守職者、曾經守職者、非因罪犯未出謝者、皆并計)。七十、二等。八十、三等。九十、四等。一百、尽行追奪。送吏兵曹(持告身、逃匿者、經赦亦奪)。

*ここで「吏兵曹に送る」というのは、任官候補者として吏兵曹に書類を送り、残った告身の高に依じて官職を割り当てさせるという意味であるが、杖一百の場合は告身の全てを取奪されているので、官職への任命は行われない。

- ③ 『経国大典』吏典、考課条。喪貶居下等、及犯私罪罷職者、經二年、乃叙。

- ④ 『経国大典』吏典、薦挙条。凡取告身、及罷職者、每冬夏季月、具罪名啓聞。

- ⑤ 『明律』卷一、名例律、除名当差条。凡職官犯罪、罷職不叙、追奪除名者、官爵皆除。僧道犯罪、曾經決罰者、並令還俗。軍民匠宦、各從本色、免還元籍、当差。

附論

官人の位階は「〇〇大夫」「〇〇郎」などの散官によって表示され、実際の職務を示す職事官はこの散官の高下に応じて、同一官品において除授されることが原則となっていた。罷職とはこのうちの散官の位階を保全して、単に職事官のみを罷免する一種の停職処分のことであり、取告身とはその散官の告身を取取る一種の降級処分のことであり、この場合、職事官の告身はその同一官品の散官と一体のものであり、これと連動して取取されることになっていたことは言うまでもあ

るまい。

もつとも散官の官品と職事官の官品とは実際には必ずしも一致せず、散官の官品より高い官品の職事官に就く場合（守職）や、散官の官品より低い官品の職事官に就く場合（行職）も、現実問題としては少なくない。

この点について、『経国大典』刊典、推断条の註によると、
犯私罪杖六十以上者、啓聞、追奪告身一等（每品分正従為等、越等守職者、曾經守職者、非因罪犯未出謝者、皆并計）。

とあるから、収告身の対象となる官人がその本来の散官よりも高い職事官に就いている場合（越等守職者）や、かつて就いていた場合（曾經守職者）には、散官ではなく職事官の官品を基準として告身の収取を行う制度になっていたことがわかる。

この場合、職事官は当該官人が現任であると前任であることを問わず、当該官人の事実上の位階を示す一種の階官としての機能をも果たしていたと言うことができるであろう。

（京都大学人文科学研究所助手

The document introduced here is kept at the Central National Archives of the Republic of Uzbekistan - number - Ф.323, оп.1. ед. xp.144 - and incorrectly classified as *waqfiya*. It deals with the revivification of depleted land in the Nasaf district that was accomplished by Pāyanda Bī Atāliq Turkmān during the reign of Imām Qulī Khān. Judging from circumstantial evidence, we can safely assume that the document itself is a copy composed at Bukhārā not long after completion of the original on May 11, 1614. Its contents are divided into three sections: 1) the *ihyā' al-mawāt* document; 2) a description of events during the construction of an irrigation canal ; and 3) a *fatwā* document confirming the validity of the deed described in section 1.

Having analyzed the document, I offer the following conclusions: A) as can be seen from sections 1 and 3, the document was composed strictly in accordance with the rules of *ihyā' al-mawāt* prescribed by Islamic law; B) since Islamic law defines the *ihyā' al-mawāt* as a private enterprise, section 2 may be interpreted as having been added to the document in order to praise Pāyanda Bī Atāliq as a private individual who revivified the land.

Flogging in the Early Chosŏn Dynasty

by

YAGI Takeshi

This essay examines the practical form of flogging in the early Chosŏn Dynasty. Even though their crimes warranted flogging, court officials were released from physical punishment, instead paying a fine. However, if the crime came under the “private crime” category, they were punished by suspension or degradation in addition to the fine.

On the other hand, the “eight kinds of nobles” who had won the special favor of the king were usually released from both flogging and fine but still suffered suspension or degradation as disciplinary punishment.

In this essay, I will examine the relationship between court officials and the law codes through an analysis of criminal and disciplinary punishment of those officials.